

水質検査結果書 (副)

管 理 No. G2573485-001 1/2 -1

検査開始日 令和 07年 7月 17日

結果報告日 令和 07年 8月 1日

大泉名水会 (2号・3号井戸混合処理水) 様

水道法第20条登録水質検査機関第240号
水道法第34条登録簡易専用水道検査機関第150号
建築物飲料水水質検査業東京都56水第23号
計量証明登録事業所登録第557号(濃度)



株式会社 日本分析

東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号

TEL 03-5914-4431 FAX 03-5914-4432

URL <http://www.n-bunseki.co.jp/>

責任者 水質検査者 貝塚 幸一



依頼者	危機管理室防災計画課 様		
採取日	令和 07年 7月 17日	時刻	11:20
天候	前日 ー 当日 晴	温度	気温 33.0 °C 水温 17.0 °C
受付方法	採取		
採取者	(株)日本分析/上田		
試料名	井水(処理水)	検査目的	水道法水質基準適否・理化学試験
採取場所	屋外水栓 東京都練馬区東大泉3-38-13		

貴殿よりご依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検査項目	単位	検査結果	水質基準	検査方法
一般細菌	個/ml	0	1ml中集落数100以下	厚生労働省告示第261号別表第1
大腸菌	ー	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号別表第2
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.003mg/L以下(カドミウムの量)	厚生労働省告示第261号別表第6
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.0005mg/L以下(水銀の量)	厚生労働省告示第261号別表第7
セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下(セレンの量)	厚生労働省告示第261号別表第6
鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下(鉛の量)	厚生労働省告示第261号別表第6
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下(ヒ素の量)	厚生労働省告示第261号別表第6
六価クロム化合物	mg/L	0.001 未満	0.02mg/L以下(六価クロムの量)	厚生労働省告示第261号別表第6
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下(シアンの量)	厚生労働省告示第261号別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	5.0	10mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
フッ素及びその化合物	mg/L	0.05 未満	0.8mg/L以下(フッ素の量)	厚生労働省告示第261号別表第13
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.01 未満	1.0mg/L以下(ホウ素の量)	厚生労働省告示第261号別表第6
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.002mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.05mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第16
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.04mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.02mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
塩素酸	mg/L	0.10	0.6mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第17の2

判定	上記検査項目については、水道法水質基準に適合します
----	---------------------------

備考	・検査結果中「未満」の表示は定量限界未満を示す ・基準値は「水質基準に関する省令」(平成15年5月厚生労働省令第101号) ・※クロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルム濃度の総和
----	---

植林木パルプ/白色度95%

当社発行の報告書には全て「日分」の刻印(穴)があります

副

結果報告日 令和 07年 8月 1日

大泉名水会 (2号・3号井戸混合処理水) 様

水質検査結果書 (副)

管 理 No. G2573488-001 1/2 -1
 検査開始日 令和 07年 7月 17日
 結果報告日 令和 07年 8月 1日

大泉名水会 (2号井戸原水) 様

水道法第20条登録水質検査機関第240号
 水道法第34条登録簡易専用水道検査機関第150号
 建築物飲料水水質検査業東京都56水第23号
 計量証明登録事業所登録第557号 (濃度)



株式会社 日本分析

東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号
 TEL 03-5914-4431 FAX 03-5914-4432
 URL <http://www.n-bunseki.co.jp/>
 責任者 水質検査者 貝塚 幸



依頼者	危機管理室防災計画課 様		
採取日	令和 07年 7月 17日	時刻	11:30
天候	前日 ー 当日 晴	温度	気温 33.0 °C 水温 16.0 °C
受付方法	採取		
採取者	(株)日本分析/上田		
試料名	井水 (原水)	検査目的	水道法水質基準適否・理化学試験
採取場所	屋外水栓 東京都練馬区東大泉3-38-13		

貴殿よりご依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検査項目	単位	検査結果	水質基準	検査方法
一般細菌	個/ml	0	1ml中集落数100以下	厚生労働省告示第261号別表第1
大腸菌	ー	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号別表第2
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.003mg/L以下 (カドミウムの量)	厚生労働省告示第261号別表第6
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.0005mg/L以下 (水銀の量)	厚生労働省告示第261号別表第7
セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下 (セレンの量)	厚生労働省告示第261号別表第6
鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下 (鉛の量)	厚生労働省告示第261号別表第6
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下 (ヒ素の量)	厚生労働省告示第261号別表第6
六価クロム化合物	mg/L	0.001 未満	0.02mg/L以下 (六価クロムの量)	厚生労働省告示第261号別表第6
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下 (シアンの量)	厚生労働省告示第261号別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	7.5	10mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
フッ素及びその化合物	mg/L	0.05 未満	0.8mg/L以下 (フッ素の量)	厚生労働省告示第261号別表第13
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.01 未満	1.0mg/L以下 (ホウ素の量)	厚生労働省告示第261号別表第6
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.002mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.05mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第16
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.04mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.02mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	1.0mg/L以下 (亜鉛の量)	厚生労働省告示第261号別表第6
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.2mg/L以下 (アルミニウムの量)	厚生労働省告示第261号別表第6

判定	上記検査項目については、水道法水質基準に適合します
----	---------------------------

備考	・検査結果中「未満」の表示は定量限界未満を示す ・基準値は「水質基準に関する省令」 (平成15年5月厚生労働省令第101号)
----	---

副

結果報告日 令和 07年 8月 1日

大泉名水会 (2号井戸原水) 様

水質検査結果書

検査開始日 令和 07年 7月 17日

結果報告日 令和 07年 8月 1日

大泉名水会 (2号井戸原水) 様

水道法第20条登録水質検査機関第240号
水道法第34条登録簡易専用水道検査機関第150号
建築物飲料水水質検査業東京都56水第23号
計量証明登録事業所登録第557号(濃度)



TEL 03-5914-4431 FAX 03-5914-4432

URL <http://www.n-bunseki.co.jp/>

責任者 水質検査者 池田 達也 (印)



依頼者	危機管理室防災計画課 様		
採取日	令和 07年 7月 17日	時刻	11:30
天候	前日 ー 当日 晴	温度	気温 33.0 ℃ 水温 16.0 ℃
受付方法	採取		
採取者	(株)日本分析／上田		
試料名	井水（原水）		
採取場所	屋外水栓 東京都練馬区東大泉3-38-13		

貴殿よりご依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

[illegible]

備考



水質検査結果書

管 理 No. G2573496-001 1/2 -1

検査開始日 令和 07年 7月 17日

結果報告日 令和 07年 8月 1日

大泉名水会 (3号井戸原水) 様

水道法第20条登録水質検査機関第240号
水道法第34条登録簡易専用水道検査機関第150号
建築物飲料水水質検査業東京都56水第23号
計量証明登録事業所登録第557号(濃度)



株式会社 日本分析

東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号

TEL 03-5914-4431 FAX 03-5914-4432

URL <http://www.n-bunseki.co.jp/>

責任者 水質検査者 貝塚 幸



依頼者	危機管理室防災計画課 様		
採取日	令和 07年 7月 17日	時刻	11:40
天候	前日 ー 当日 晴	温度	室温 30.0 °C 水温 17.0 °C
受付方法	採取		
採取者	(株)日本分析/上田		
試料名	井水(原水)	検査目的	水道法水質基準適否・理化学試験
採取場所	屋外水栓 東京都練馬区東大泉3-38-13		

貴殿よりご依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検査項目	単位	検査結果	水質基準	検査方法
一般細菌	個/ml	0	1ml中集落数100以下	厚生労働省告示第261号別表第1
大腸菌	ー	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号別表第2
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.003mg/L以下(カドミウムの量)	厚生労働省告示第261号別表第6
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.0005mg/L以下(水銀の量)	厚生労働省告示第261号別表第7
セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下(セレンの量)	厚生労働省告示第261号別表第6
鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下(鉛の量)	厚生労働省告示第261号別表第6
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下(ヒ素の量)	厚生労働省告示第261号別表第6
六価クロム化合物	mg/L	0.001 未満	0.02mg/L以下(六価クロムの量)	厚生労働省告示第261号別表第6
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下(シアンの量)	厚生労働省告示第261号別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	10mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
フッ素及びその化合物	mg/L	0.05 未満	0.8mg/L以下(フッ素の量)	厚生労働省告示第261号別表第13
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.02	1.0mg/L以下(ホウ素の量)	厚生労働省告示第261号別表第6
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.002mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.05mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第16
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.04mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.02mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	1.0mg/L以下(亜鉛の量)	厚生労働省告示第261号別表第6
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.2mg/L以下(アルミニウムの量)	厚生労働省告示第261号別表第6

判定	*の検査項目については、水道法水質基準に適合しません
----	----------------------------

備考	・検査結果中「未満」の表示は定量限界未満を示す ・基準値は「水質基準に関する省令」(平成15年5月厚生労働省令第101号) ・*マンガンの基準超過は化学肥料による耕地の酸性化、地質由来、工場排水などが疑われます。食欲不振、頭痛、幻覚など健康影響があります。
----	--

植林木パルプ/白色度95%

当社発行の報告書には全て「日分」の刻印(穴)があります

副

結果報告日 令和 07年 8月 1日

大泉名水会 (3号井戸原水) 様

21	22	23	24	25
16	17	18	19	20
11	12	13	14	15
6	7	8	9	10
1	2	3	4	5

水質検査結果書

検査開始日 令和 07年 7月 17日

結果報告日 令和 07年 8月 1日

大泉名水会 (3号井戸原水) 様

水道法第20条登録水質検査機関第240号
水道法第34条登録簡易専用水道検査機関第150号
建築物飲料水水質検査業東京都56水第23号
計量証明登録事業所登録第557号(濃度)



株式会社日本分析

東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号

TEL 03-5914-4431 FAX 03-5914-4432

URL <http://www.n-bunseki.co.jp/>

責任者 水質検査者 池田 達也



依頼者	危機管理室防災計画課 様		
採取日	令和 07年 7月 17日	時刻	11:40
天候	前日 ー 当日 晴	温度	室温 30.0 ℃ 水温 17.0 ℃
受付方法	採取		
採取者	(株)日本分析／上田		
試料名	井水（原水）		
採取場所	屋内水栓 東京都練馬区東大泉3-38-13		

貴殿よりご依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

[illegible]

備 考